解説編

# ~ 利用上の注意 ~

本編に収録した内容は、原則として令和3年(令和3年1月~令和3年12月)における 調査内容を基に作成していますが、一部の項目につきましては、調査のあった最終年次の内 容を基に掲載しております。

なお、特筆された場合をのぞき、海面漁業生産量及び産出額の値は、海面漁業経営体の所 在地毎に計上された属人統計です。

## I 本県水産業の概況

#### 1 海面

茨城県の海は、沖合では親潮と黒潮が交錯して流れ、沿岸ではこれら海流から波及する水と沿岸水が混合する水域で、いわし類、さば類、かつお、しらすなどの寒・暖流性魚類の好漁場が形成されています。茨城県の海岸線は南北に約190kmに及ぶ湾入部のほとんどない単調な地形で、県中央部を流れる那珂川を境に、北は磯場であわび等、南は砂浜で二枚貝(鹿島灘はまぐり、ほっきがい等)の漁場となっています。沿岸域の天然礁は、すずき、ひらめ、かれい、いせえび等の漁場となっています。茨城県では、多様な環境に適応した様々な漁業が営まれています。遠洋・沖合漁業では大中型まき網、沖合底びき網等が、沿岸漁業では船びき網、小型底びき網、貝桁網、刺網、採貝等が代表的です。一方、養殖業は海岸線が単調で湾のような静穏域が確保されにくいことから、陸上施設でのあわび養殖等に限られています。

## 2 霞ヶ浦北浦

茨城県の南部に位置する霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ国内第 2 位の面積(約 172 k㎡)、隣接する北浦は国内第 15 位の面積(約 36 k㎡)を有しています。いずれも海跡湖であり、平均水深は約 4 m、最大水深でも 7 m と広くて浅い湖です。

霞ヶ浦北浦では、古くから漁業活動が盛んで、海面と同等に漁業生産力が高い湖沼として、漁業法に基づく「海面」指定を受けています。わかさぎ、しらうお、てながえび、いさざあみ、はぜ類などの小型魚介類を対象とした小型機船底びき網を主体に、さし網、ます網、つけ、はえ縄などが営まれています。養殖業は、こい、ふな等の魚類養殖(小割式養殖)と淡水真珠養殖が営まれています。勇壮な姿で知られる帆びき網は、かつてしらうお、わかさぎを狙って盛んに営まれていましたが、昭和 40 年代に動力漁船漁業への転換が進み、現在は観光漁業として操業されるのみとなっています。

#### 3 内水面

茨城県には利根川や那珂川、久慈川等大小合わせて227の河川と、涸沼や牛久沼等の湖沼があり (霞ヶ浦北浦及び外浪逆浦は除く)、多様な漁業、遊漁が行われています。涸沼川、涸沼のしじみ や、大北川、那珂川、久慈川のあゆは、全国でも有数の生産量です。秋に河川を遡上するさけは、 風物詩となっており、県北部などの山間地域では、主にます類の養殖が行われています。

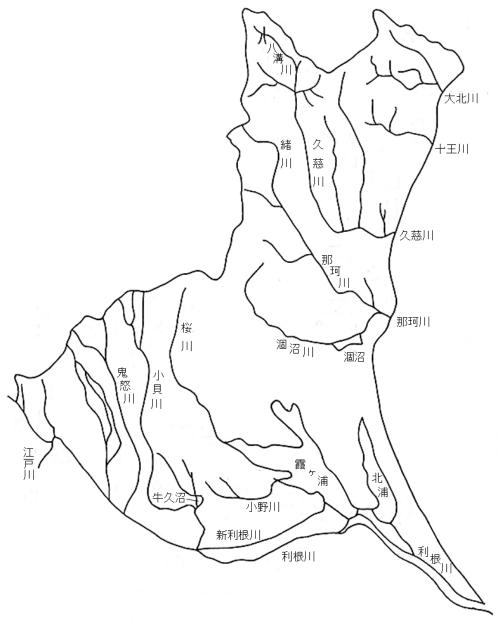


図1 茨城県の概略図

## 表 1 茨城県で営まれている漁業と主な漁獲物

海面	沖合漁業	大中型まき網(いわし、さば)、沖合底びき網(いか、あなご、かれい)				
	沿岸漁業	船びき網(しらす)、小型底びき網(いか、ひらめ、かれい)、貝桁網(はまぐり、ほっきがい)、刺網(ひらめ、かれい、いせえび)				
霞ヶ浦北浦	漁業	小型機船底びき網(わかさぎ、しらうお、てながえび)、ます網(はぜ、 てながえび、こい、ふな)、さし網(しらうお、こい、ふな)、つけ・は え縄(てながえび、うなぎ)				
	養殖業	魚類養殖 (こい、ふな)、真珠養殖 (淡水真珠)				
内水面	しじみ、あゆ、こい、ふな					

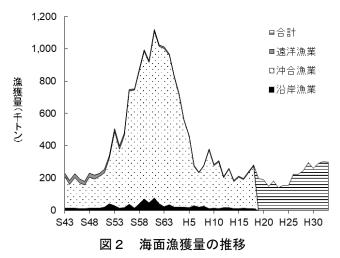
## Ⅱ 漁業生産

#### 1 海面漁業 -漁業生産(属人)の動向-

## (1)漁獲量

本県の海面漁獲量は、主に大中型まき網漁業が漁獲する多獲性魚類(いわし類やさば類)の豊凶で大きく変動します。昭和 40 年以降は 20 万トン前後で推移したところ、昭和 53 年から 55 年のさば類の豊漁や、昭和 55 年以降のまいわし資源の急増で増加し、昭和 61 年は 112 万トンに達しました。その後、まいわし資源の減少などにより、平成 10 年から 15 年は 20 万トン前後に低下しました。さば類やまいわしの資源は平成 25 年頃から増加傾向にありますが、TAC などの資源管理の取組等により、近年は 20~30 万トンで推移しています(図 2)。

令和3年の海面漁獲量は299,686トン(前年302,213トン)で、全国第2位(前年第2位)です。主な魚種は、まいわし(令和3年211,375トン、全国第1位)及びさば類(令和3年73,800トン、全国第1位)で、本県の海面漁獲量の9割以上を占めています(図3)。



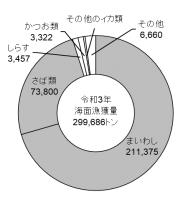
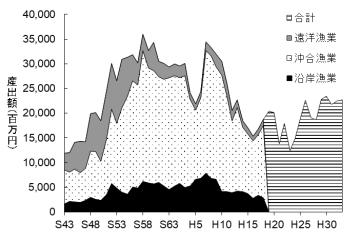


図3 海面漁獲量の品目内訳

#### (2)漁業産出額

本県の漁業産出額は、昭和41年に100億円を超えて以降、遠洋、沖合、沿岸の各漁業でそれぞれ増加し、昭和49年に200億円に達しました。その後も大中型まき網漁業の豊漁や比較的高い魚価に支えられ、昭和52年には300億円を超え、昭和58年の359億円をピークに平成3年頃まで300億円程度の産出額が続いていました。しかし、その後のまいわし資源の減少や魚価の低迷などにより減少傾向となり、一時期かたくちいわし、さば類、するめいかの豊漁により回復しましたが、平成16年には153億円まで減少しています。その後は若干の増減が見られるものの、概ね150~250億円程度で推移しています。



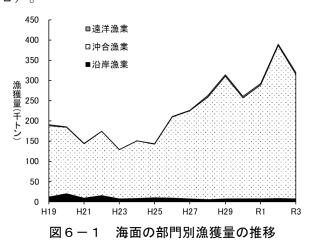
その他のイカ類 618 かつお類 628 その他 2,721 令和3年 海面漁業産出額 22,681百万円 さば類 8,339

図4 海面漁業産出額の推移

図5 海面漁業産出額の品目内訳

令和3年の海面漁業産出額は22,681百万円(前年22,532百万円)で、全国第9位(前年第10位)です。主要漁獲物が単価の安いまいわしやさば類であるため、漁獲量に比べて低い順位となっています。産出額上位魚種は、まいわし、さば類、しらす、かつお類、その他のイカ類です(図5)。

海面の部門別漁獲量は、遠洋漁業が3千トン、沿岸漁業が7千トン程度で推移する一方、沖合漁業は、平成26年以降のさば類やまいわしの豊漁を受けて増加しています(図6-1)。漁業産出額も、漁獲量同様に沖合漁業に増加の傾向があります。沖合漁業の主要漁獲物は単価の安いさば類やいわし類であるため、漁獲量に比べ、全体に占める沖合漁業の割合が低くなっています(図6-2)。



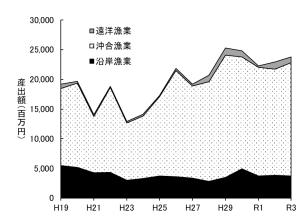


図6-2 海面の部門別漁業産出額の推移

※ H19 以降、農林水産省「茨城農林水産統計年報」では部門別漁獲量・産出額が統計対象外となったことから、図6-1、6-2は茨城沿海地区漁業協同組合連合会「茨城県水揚高集計表」を引用している。

#### (3) 遠洋漁業の動向

かつお・まぐろ漁業は、200 海里等国際的な漁業規制の強化や2度にわたるオイルショック等により厳しい経営を余儀なくされたため、昭和56~58年及び62年に自主減船を実施しました。また、母船式さけ・ます流し網漁業は、旧ソ連の200海里漁業水域の設定、さけ・ます母川回帰主義の台頭による操業水域の規制や漁獲量の大幅削減、日ソ漁業協定に基づく漁獲割当ての大幅な削減により、昭和52年と昭和61年に自主減船を実施しました。さらに、平成5年には公海流し網漁業が禁止されたことに伴ういか流し網漁業の消滅があり、漁獲量・産出額ともに大きく落ち込みました。平成19年以降、農林水産省の統計では部門別漁獲量・産出額が統計対象外となったところ、茨城県沿海地区漁業協同組合連合会の統計によれば、平成20年以降の漁獲量は500トン未満で推移したものの、平成28年から平成30年の間は大幅に増加し、3,000トン前後となりました。平成30年の経営体数は非公表です。

## (4) 沖合漁業の動向

#### ①大中型まき網漁業(1そうまき網その他)

大中型まき網漁業は本県の基幹漁業であり、令和3年の漁獲量は287,312トン(前年289,493トン)、平成30年の経営体数は11経営体です。大中型まき網漁業の主な漁獲対象のまいわし、さば類、あじは、水産資源の持続的利用を図るため、平成9年以降、漁獲可能量(TAC)制度による資源管理を実施しています。このほか平成23年以降実施している資源管理計画等の取組により、まいわし資源は回復基調にあります。

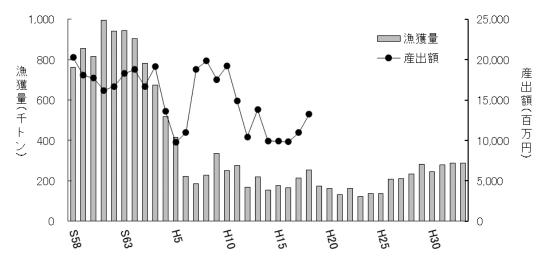


図7 大中型まき網漁業の漁獲量と産出額 ※ H19以降、産出額は統計対象外。

## ②沖合底びき網漁業

沖合底びき網漁業の主な漁獲対象は、いか・たこ類や底魚類で、令和3年の生産量は1,668トン(前年1,825トン)、平成30年の経営体数は8経営体です。平成23年の東日本大震災に伴う原発事故の影響により、北緯36度47分(北茨城市磯原付近)以北を操業自粛区域としています。

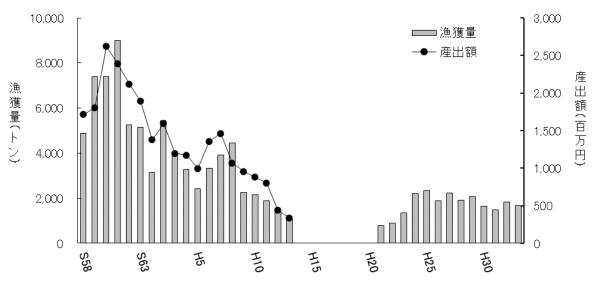


図8 沖合底びき漁業の漁獲量と産出額の推移 ※ H19 以降、産出額は統計対象外。H14~H20 は統計値がない。

## (5) 沿岸漁業の動向

本県沿岸漁業は、船びき網や底びき網、刺網、ひき縄釣り等の多様な漁法が発達し、漁業者は海 況に応じた漁業種類を選択して操業しています(表1)。

表 2 沿岸漁業の漁期 (漁期:●)

漁	去、主な魚種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	<b>7</b> 月	8月	9月	10月	11月	12月
台	しらす					•	•	•	•	•	•	•	
船び	さより	•	•	•									
き網	いかなご		•	•	•								
網	おきあみ		•	•									
	板びき網												
底	ひらめ、かれい、いか、たこ	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•
び	えび板びき網												
き網	さるえび	•	•	•									•
棢	貝けた網												
	鹿島灘はまぐり、ほっきがい	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	流し網												
刺					•	•							
網	固定式刺網												
	ひらめ、かれい						•	•	•				
	ひき縄釣・一本釣												
そ	かつお、めじ、いなだ									•	•	•	•
の	ひらめ	•								•	•	•	•
他	せん・かご												
	あなご、ばい							•	•				

## ① 船びき網漁業

船びき網漁業は4.9トンの小型船が大部分を占め、主な漁獲対象はしらす、いかなご、おきあみ等の回遊性資源です。来遊量の多寡は海況条件に強く影響されることから、漁獲量及び産出額は大きく変動します。平成以降は、春季に親潮系冷水の差し込みが弱い海況の年が多いため、暖水系資源であるしらすが主な漁獲対象となっています。令和3年の漁獲量は4,167トン(前年5,410トン)、平成30年の経営体数は190経営体で、全経営体の半数以上が営む本県主要漁業の一つです。

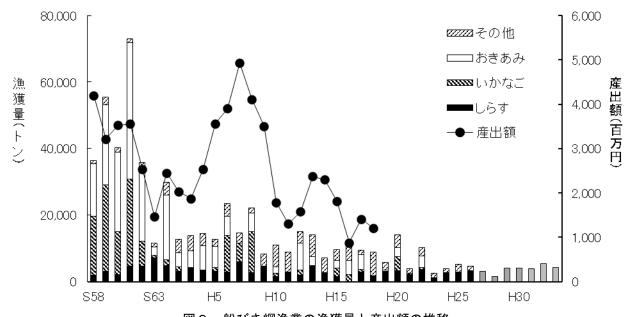


図9 船びき網漁業の漁獲量と産出額の推移 ※ H19以降、産出額は統計対象外。

※ H27以降、魚種別漁獲量の統計がないため合計値を表示する。

## ② 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業には、網口開口板を使用した板びき網漁業 (5トン以上 15トン未満船)、えび板びき網漁業及び自家用餌料板びき網漁業 (5トン未満船)と、貝けた網を用いる貝けた網漁業の4種類があります。主な漁獲対象は、板びき網とえび板びき網漁業は、ひらめ、かれい類などの底魚類、たこ・いか類、えび等、貝けた網漁業は、鹿島灘はまぐり、ほっきがいの二枚貝類です。令和3年の漁獲量は1,517トン(前年1,108トン)、平成30年の経営体数は123経営体です。

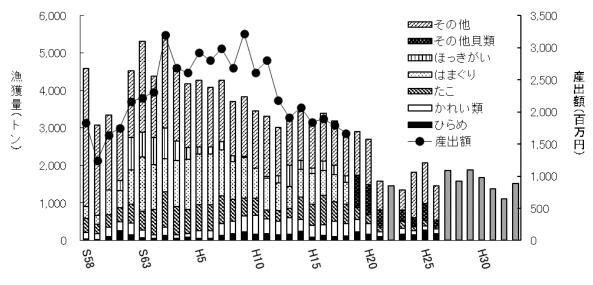


図 10 小型底びき網漁業の漁獲量と産出額の推移

※ H19 以降、産出額は統計対象外。「はまぐり」「ほっきがい」は「その他の貝類」に統合された。※ H22 及び H27 以降、魚種別漁獲量の統計がないため合計値を表示する。

## ③ 刺網漁業

沿岸で操業する刺網漁業には、網を潮の流れにまかせる流し網漁業と網を固定して設置する固定 式刺網漁業の2種類があります。主な漁獲対象は、流し網では、ぶり類、たい類等、固定式刺網で はひらめ、かれい類、いせえび等です。令和3年の漁獲量は126トン(前年96トン)です。

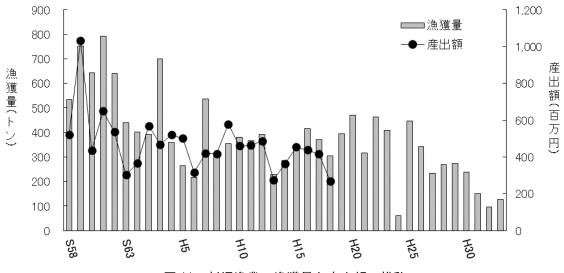


図 11 - 刺網漁業の漁獲量と産出額の推移 ※ H19 以降、産出額は統計対象外。

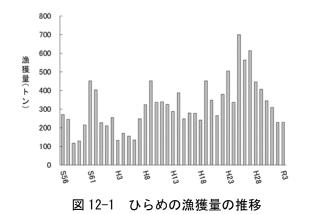
## (6) 栽培漁業対象種の漁獲量と産出額

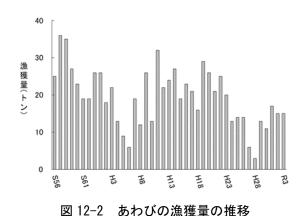
本県における栽培漁業の基本的な方向性を定める「栽培漁業基本計画」は、第8次計画(令和4~8年度)となっており、ヒラメ、マコガレイ、アワビ、鹿島灘はまぐり、ホシガレイ、ムラサキウニの計6種を栽培漁業対象種としています。令和3年の栽培漁業対象種の合計漁獲量は566トンで本県の海面漁獲量の0.2%に留まりますが、産出額は計5億5,600万円で海面漁業産出額の2.4%を占めています。

ヒラメについては、平成7年の茨城県栽培漁業センター開所に伴う種苗の大量放流開始後、漁獲量は増加し、漁獲量の下支えが図られています。令和3年の漁獲量は229トンとなっています。

アワビについては、他の魚種に比べ、漁獲物に占める放流貝の割合が高くなっています。そうしたなか種苗生産施設が東日本大震災で被災し、平成23年から26年まで放流貝の生産・放流が大幅に縮小となったことにより生産量は震災前より大きく減少しましたが、平成27年以降は種苗放流数が震災以前の水準に回復したほか、漁業者による自主的な漁獲管理の効果などにより漁獲量は回復し、令和3年の漁獲量は15トンとなっています。

鹿島灘はまぐりについては、平成19年から国による統計値が非公表となりましたが、平成18年時点の漁獲量は579トンと全国第1位の生産を上げ、産出額でも6億7,200万円と沿岸漁業産出額の23.3%を占める重要資源となっています。そのため、漁業者は資源を持続的に利用することを目的に、自主的に操業日及び操業時間の規制、水揚金額のプール化等を内容とする資源管理型漁業を実践しています。県水産試験場による集計では、平成20年代に漁獲量が大きく減少し、平成24年には85トンとなりましたが、平成26年生まれが多く発生し、これが漁獲対象となった平成29年以降の漁獲量は増加に転じ、令和3年には311トンとなっています。

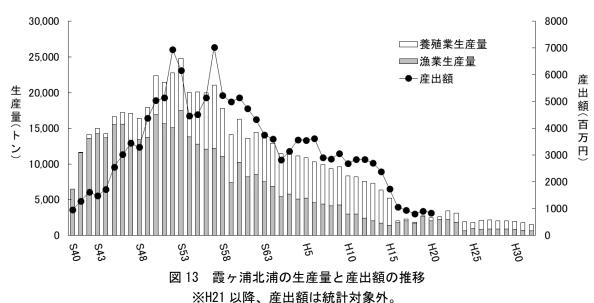




## 2 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業

全国第2位の湖沼面積を有する霞ヶ浦北浦は、わかさぎ・しらうおひき網漁業、いさざ・ごろひき網漁業、張網漁業、掛網漁業などの各種漁業と、網いけすを用いたこい等の小割式養殖業、淡水真珠養殖業が営まれ、全国有数の生産地となっています。令和3年の漁獲量は593トン、養殖業収獲量は775トン(統計数値非公表のため北浦分を除く)で合計1,368トンです(図13)。

こい養殖は、平成15年以降コイヘルペスウイルス(KHV)病の発生により休止されていましたが、KHV病耐性こいの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開されました。令和3年の本県のこい養殖収獲量は749トン(前年812トン)で、霞ヶ浦北浦で養殖されています。



## (1)漁業

昭和40年代までは、汽水湖であったため、わかさぎ、しらうお、しじみ等が主な漁獲物でしたが、その後湖の淡水化に伴い魚種組成が変わり、はぜ類やえび類が主な漁獲物となりました。生産量は昭和53年にピーク(17,487トン)に達し、その後は、富栄養化の進行、水生植物帯の減少、外来魚の繁殖など漁場環境の悪化により、生産量の減少傾向が続いています。現在は、わかさぎ、しらうお、えび類が主要な漁獲物となって

表3 霞ヶ浦北浦における主要漁業操業期間・主要魚種漁獲時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
【漁業種類別】 いさざ・ごろひき網 (横ひき網)	1/20		3/1									
わかさぎ・しらうおひき網 (トロール網)							7/21 ←					12/3
雑魚さし網(掛網)	1/1 <											12/3
しらうおさし網 (しらうお建網)		2月末日	3	4/1	5/15 >						11/1	
ます網(張網)	1/20		3/1									
【魚種別】												
わかさぎ							<					
しらうお		$\longrightarrow$		←	$\rightarrow$		<					
えび類						<					>	•
はぜ類							$\leftarrow$					
いさざあみ				•	<u> </u>		>					
ふな・こい			$\rightarrow$							$\leftarrow$		

おり、全体の約4割を占めています。霞ヶ浦北浦における主な漁業の操業期間は表3のとおりです。

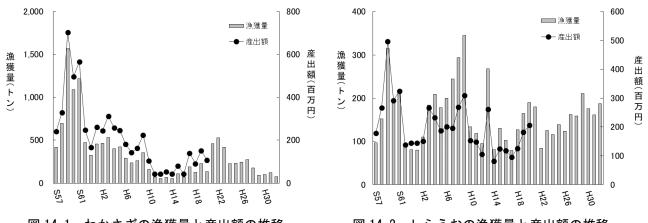


図 14-1 わかさぎの漁獲量と産出額の推移 ※H21 以降、産出額は統計対象外。

図 14-2 しらうおの漁獲量と産出額の推移 ※H21 以降、産出額は統計対象外。

## (2) 小割式養殖業

昭和30年代に導入されたこいの小割式(湖内にいけす網を設置する)養殖業は、陸上池よりも施設の経費が少なく、多量に飼育することができるという利点から急速に普及し、全国一の生産をあげるようになりました。

こい養殖収獲量は、昭和57年にピーク(8,641トン)に達しましたが、その後は、魚価の低迷による転廃業や需要動向に見合った適正な生産規模への移行等により減少傾向が続いていました。平成15年のコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生により、こい養殖は一時休止されましたが、KHV病耐性こいの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開され全国一の生産をあげています。令和3年の収獲量は749トンで、全国第1位です。

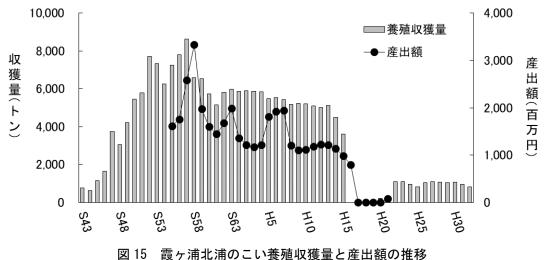


図 15 酸ゲ浦北浦のこい後煙収接重と産山観の推作 ※ H21 以降、産出額は統計対象外。

#### (3)淡水真珠養殖業

霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の河口付近では、「いけちょうがい」による淡水真珠養殖業が営まれています。

## 3 内水面漁業・養殖業 (霞ヶ浦北浦を除く)

霞ヶ浦北浦を除く湖沼や河川では、しじみ、あゆの主要2種が内水面(霞ヶ浦北浦除く)生産量の9割以上を占めています。涸沼及び涸沼川(那珂川水系)ではしじみが、那珂川、久慈川ではあゆが、鬼怒川を含む利根川ではこい等が漁獲対象です。近年の内水面漁業生産は、護岸整備等による魚類の生息環境の変化や、カワウ、外来魚による食害等により、減少傾向にあります。

令和3年の内水面(霞ヶ浦北浦除く)生産量は、1,789トン(前年1,768トン)です。 県北部などの山間部では、にじます、やまめ等のます類などが養殖されています。

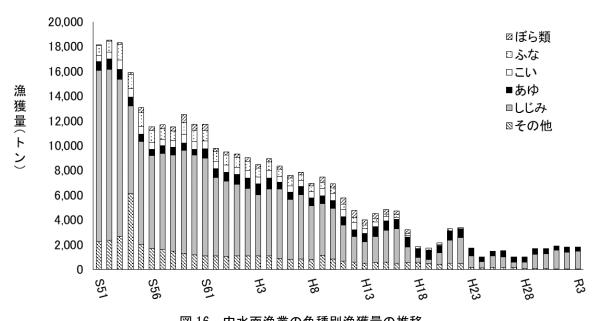
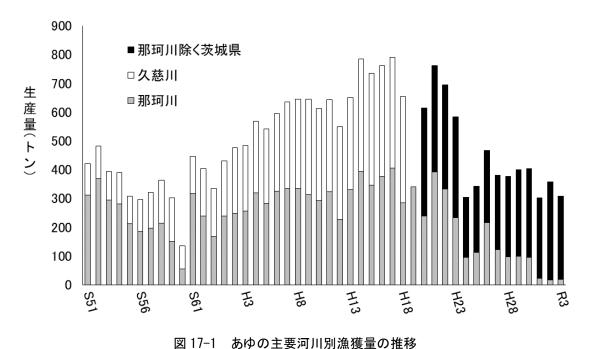


図 16 内水面漁業の魚種別漁獲量の推移 ※ H19 以降、「ぼら類」は「その他」に統合された。



※ H19 以降、「久慈川」は秘匿 x とされたため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

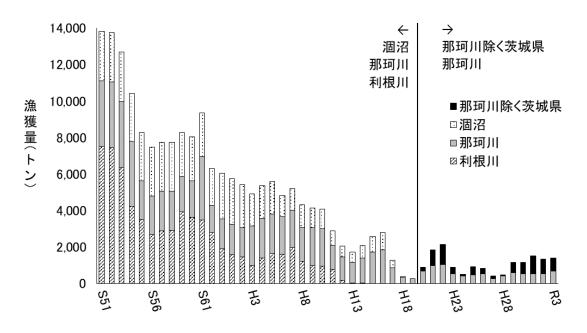


図 17-2 しじみの主要河川(湖沼)別漁獲量の推移 ※ H19 以降、「涸沼」は秘匿 x とされたため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

## 4 国内生産の動向

## (1) 日本の漁業・養殖業

日本の漁業・養殖業生産量は昭和59年をピークに平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。令和3年の漁業・養殖業生産量は4,215千トン(前年4,234千トン)、うち海面漁業は3,236千トン(前年3,215千トン)、海面養殖業は927千トン(前年970千トン)、内水面漁業・養殖業は52千トン(前年51千トン)です。

令和3年の日本の漁業・養殖業生産量4,215千トンは、世界第11位(前年第10位)で、上位国は、中国85,948千トン、インドネシア21,808千トン、インド14,433千トンです(水産庁「令和4年度水産の動向」)。

表 4 日本の漁業・養殖業生産量

(単位: 千トン)

	昭和60年	平成10年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
合計	12,171	6,684	4,204	4,234	4,215	99.6%
海面漁業計	10,877	5,315	3,236	3,215	3,236	100.7%
遠洋漁業	2,111	809	329	298	279	93.6%
沖合漁業	6,498	2,924	1,977	2,046	2,020	98.7%
沿岸漁業	2,268	1,582	930	871	938	107.7%
海面養殖業	1,088	1,227	915	970	927	95.6%
内水面漁業・養殖業	206	143	53	51	52	102.0%

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

表 5 日本の漁業・養殖業産出額

(単位	:	億円)
\ <del> +</del>   <u>-</u>	•	1/CVI J/

	昭和60年	平成10年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
合計	28,906	20,292	14,921	13,397	13,999	89.8%
海面漁業計	21,919	13,386	8,693	7,721	8,067	88.8%
海面養殖業	5,225	5,464	5,007	4,549	4,693	90.9%
内水面漁業·養殖業	1,762	1,442	1,220	1,128	1,240	92.5%

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

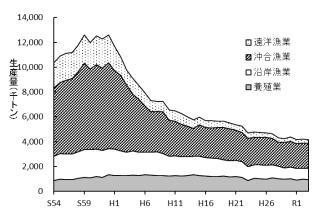


図 18-1 日本の漁業・養殖業生産量の推移

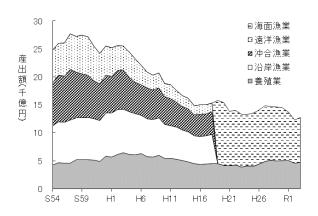


図 18-2 日本の漁業・養殖業産出額の推移

## (2)日本の水産物貿易

日本の水産物輸入量は、国内消費の減少等によっておおむね減少傾向のところ、令和4年の輸入量は2,222 千トン (前年2,202 千トン)、輸入額は2兆711 億円 (前年1兆6,099 億円)です。主な輸入品目は、さけ・ます類、かつお・まぐろ類、えびです。輸入相手国は、品目に応じて様々で、令和4年の輸入金額上位の相手国は中国、チリです。

日本の水産物輸出量は、おおむね増加傾向にあり、令和4年の輸出量は634千トン(前年659千トン)、輸出額は3,873億円(前年3,015億円)です。輸出金額上位の品目は、ほたてがい、ぶり、真珠です。令和4年の輸出金額上位の相手国は、中国、香港、米国で、日本の水産物輸出金額の約6割を占めています(水産庁「令和4年度水産の動向」)。

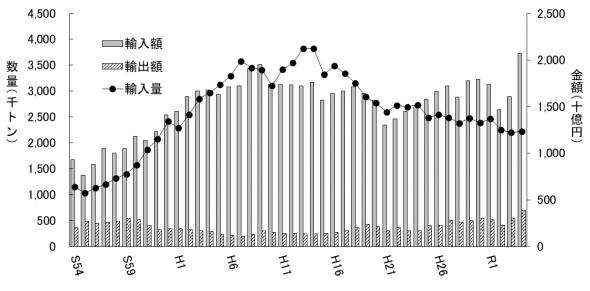


図 19 日本の水産物輸入量と輸出入額の推移

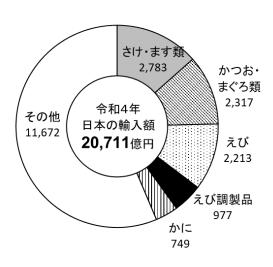


図 20-1 日本の水産物輸入金額品目内訳

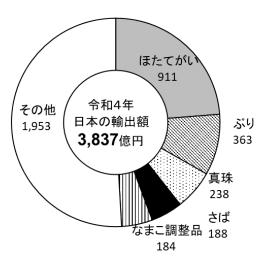


図 20-2 日本の水産物輸出金額品目内訳

## Ⅲ 漁業就業構造と漁業経営

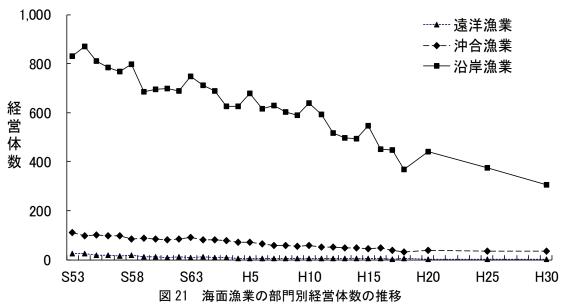
#### 1 経営体及び漁業就業者の動き

## (1)海 面

## ①経営体数

本県海面漁業の経営体数は、減少傾向が続いています。特に沿岸漁業は、漁業後継者不足や漁業就業者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあります。平成30年の経営体数は343経営体で、このうち沿岸漁業が300(うち海面養殖1)経営体、遠洋漁業1経営体、沖合漁業42経営体です。343経営体のうち個人経営体は318経営体で、うち後継者がいない経営体の割合は66.7%です。

沿岸漁業を営んだ経営体数 299 経営体で、このうちしらすやいかなご、おきあみを漁獲対象とする船びき網漁業は 190 経営体です。漁船階層別経営体数では、沿岸漁業の中心である 3~10 トン階層が多くを占めています。



※H18 までは毎年公表されていたが、H20 以降は漁業センサスで5年おきに公表されている。

表 6 沿岸漁業の営んだ漁業種類別経営体数 (平成 30 年)

	経営体数	割合
沿岸漁業計(実数)	299	1
船びき網	190	63.5%
小型底びき網	123	41.1%
その他の刺網	86	28.8%
ひき縄釣	61	20.4%
その他の釣り	102	34.1%

農林水産省「漁業センサス」

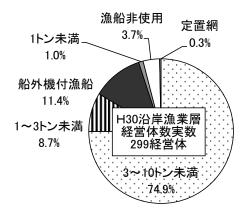


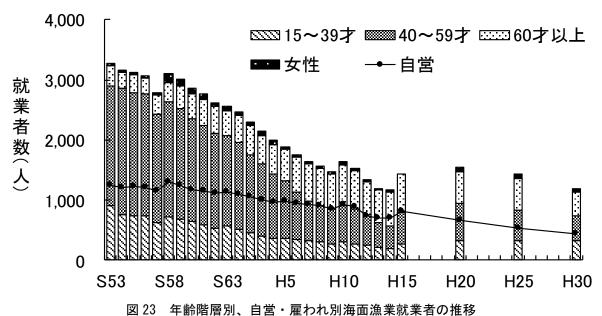
図 22 沿岸漁業経営体の内訳 ※海面養殖業を除く。

#### ②漁業就業者数

本県の海面漁業就業者数の推移は、昭和50年代から平成10年代半ばにかけて減少傾向でしたが、 それ以後近年はほぼ横ばいとなっています。

自営の漁業就業者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいます。 自営の漁業者は、生産量、生産額の減少や高齢化によって廃業、引退する者がいるなかで、漁家子弟 による経営の継承以外に、新規参入は殆どないことから、昭和 50 年代以降、平成 10 年代半ばまで 減少しました。一方、雇われの就業者の多くは、まき網漁業などの乗組員となっています。遠洋、沖 合漁業は、200 海里等国際的な漁業規制、オイルショック、資源の減少により経営が厳しくなったた め、昭和 50 年代から経営体数は減少傾向となっており、雇われの就業者も同様に減少しましたが、 平成 10 年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

平成 30 年の海面漁業就業者は 1,194 人(前回調査(平成 25 年) 1,435 人)で、このうち 60 歳以上の男性は 398 人です(前回調査 523 人)。



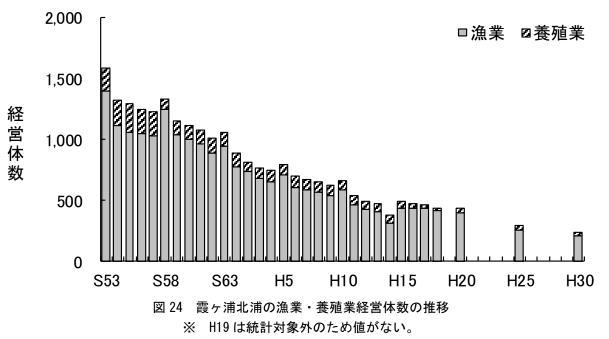
※H15 以降は漁業センサスの値で、H14 以前と統計手法が異なるため直接比較することが難しい。

## (2) 霞ヶ浦北浦

#### ①経営体数

漁船漁業は、底びき網・船びき網(わかさぎ・しらうおひき網漁業)、定置網(張網)、刺網が中心で、ほとんどが個人経営体となっています。これらの個人経営体の半数以上は漁業以外の収入を主とする兼業経営体です。一方で養殖業では、漁船漁業に比べ、会社経営を行う経営体の割合が高い、専業経営体の割合が高いという特徴があります。

漁船漁業、養殖業ともに漁業者の高齢化と引退、後継者不在により経営体数が年々減少しており、漁業経営の安定化、新規参入者の確保が今後の課題です。



※ H18 までは毎年公表されていたが、H20 以降は漁業センサスで5年おきに公表されている。

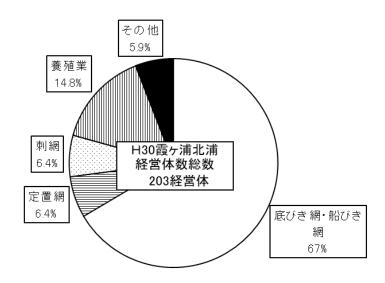


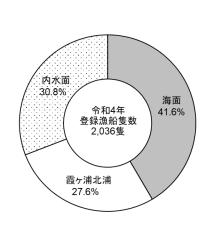
図 25 霞ヶ浦北浦の主な漁業種類別経営体数の内訳

## IV 漁船と漁港

## 1 漁船

令和4年末現在の登録漁船隻数は2,036 隻で、うち海面は846 隻(41.6%)、霞ヶ浦北浦は562 隻(27.6%)、その他の内水面は628(30.8%)です。

県内の登録漁船隻数は前年と比べ 64 隻減少し(前年比 3.0%減)、この内訳は海面が 15 隻減少(前年比 1.7%減)、霞ヶ浦北浦は 21 隻減少(前年比 3.6%減)、その他の内水面は 28 隻減少(前年比 4.3%減)と減少傾向が続いております。減少の主要因は、高齢化の進行による廃業のためと考えられます。近年の漁船登録状況は、既存漁船の譲渡・転用による登録が主体となっていましたが、平成 29 年度以降、「浜の担い手漁船リース事業」などの支援を受けた新造船が登録されるようになり、船齢の古い漁船の代船が進むものと考えられます。



50~100トン未満 15~50トン未満 8.3% 10~15トン未満 4.1% 5~10トン未満 2.6% 令和4年 海水動力漁船隻数 845隻

図 26 登録漁船割合

図 27 海水動力漁船のトン数階層別内訳

#### 表 7 漁船隻数の推移

単位:隻、()はうち無動力船

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
海水漁船	911 (1)	899 (1)	879 (1)	861 (1)	846 (1)		
淡水漁船	1,366 (1)	1,306 (1)	1,274	1,239	1,190		
うち霞ヶ浦北浦	676 (1)	638 (1)	611	583	562		
計	2,278 (2)	2,205 (2)	2,153 (1)	2,100 (1)	2,036 (1)		

茨城県漁政課「漁船統計表」

表8 動力漁船のトン数階層別隻数(令和3年)

(単位:隻)

	海面	霞ヶ浦北浦	その他内水面
1トン未満	157	208	594
1~3トン未満	215	326	34
3~5トン未満	305	27	
5~10トン未満	22	1	
10~15トン未満	35		
15~50トン未満	70		
50~100トン未満	3		
100トン以上	38		
計	845	562	628

「漁政課 漁船統計表」

#### 2 漁港

#### (1)海面の漁港

本県は南北に連なる約 190km の海岸線を有していますが、地形が単調なため、主要な漁港は河口や数少ない入り江を利用して発展しました。本県には 24 の漁港があり、このうち海面に面した漁港は 9 港、霞ヶ浦北浦など海面に面していない漁港は 15 港です。また、利用漁船が全国規模とされる第 3 種漁港の数は 5 で、北海道 18、千葉 8 に次ぎ、宮城、長崎、宮崎及び鹿児島と同数となっています。これらの漁港は、漁船の大型化や水揚量の増加に対応すべく、昭和 33 年の那珂湊漁港を皮切りに、昭和 48 年の波崎漁港、大津漁港、昭和 52 年の平潟漁港の順に、外港建設など漁港の拡張工事に着手し、水深確保や岸壁、用地等の整備を進め、令和 2 年までに波崎漁港を除く漁港はいずれも概成しました。さらに、平成 21 年から施設のライフサイクルコストの縮減や平準化を図るための長寿命化対策、平成 29 年からは地震や津波、高潮に対する漁港及び背後集落の安全確保を図るための施設の機能強化対策を進めています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県内漁港は甚大な被害を受けましたが、被災した漁港12(県9、市町3)、漁港海岸2、関連施設2箇所の復旧を進め、令和元年8月にはすべての工事が完了しました。

#### 表 9 漁港・漁港海岸別復旧状況

(単位:百万円)

漁港·海岸名	管理者	箇所数	査定額	復旧施設	進捗
平潟	県	10	615	防波堤・岸壁等	H26. 9. 4完了
大津	"	20	9, 895	防波堤・岸壁等	R1.8完了
会瀬	11	9	43	防波堤・物揚場等	H25. 4. 25完了
久慈	"	7	700	岸壁・道路等	H27. 12. 21完了
磯崎	"	1	12	岸壁	H24. 3. 29完了
那珂湊	"	19	932	岸壁・護岸・道路等	H27.3.19完了
磯浜	"	1	25	物揚場	H24.6.18完了
波崎	"	14	2, 356	防波堤・岸壁等	H27.1.30完了
麻生	"	1	17	物揚場・護岸・取付道路	H24.9.13完了
白浜・五町田	市	2	12	物揚場・護岸・取付道路	白浜H24. 3. 13完了 五町田H24. 3. 29完了
広浦	町	4	7	物揚場・護岸・桟橋	H25. 2. 28完了
漁港計		88	14, 614		
平潟海岸	県	3	124	護岸	H25. 9. 12完了
水木海岸	"	1	28	護岸	H24. 7. 26完了
海岸計		4	152		
平潟漁業集落 排水施設	市	1	427	排水処理施設,管路	H24. 3. 27完了
波崎浄化施設	県	1	14	排水処理施設,管路等	H25.9.24完了
関連施設計		2	441		
合計		94	15, 207		

#### 表 10 海面の漁港の区分

海面 9 港	種類区分	第1種漁港4、第3種漁港5
	管理者区分	県管理漁港8、市町村管理漁港1

※上記の他、重要港湾2港(茨城港大洗港区、鹿島港)は一部漁港区を有し、地方港湾2港(川尻港、河原子港)は漁業専用港。

## (2) 霞ヶ浦北浦及びその他内水面の漁港

霞ヶ浦北浦、涸沼、利根川等の湖沼河川には漁港や港湾が点在しています。これらの港は、古くは 舟運の要衝として繁栄しましたが、時代の推移とともに小規模な港として残り、多数の船溜りとあ わせて地域の漁業生産流通基盤としての役割を果たしています。

表 11 霞ヶ浦北浦及びその他内水面の漁港の区分

霞ヶ浦北浦 11 港	種類区分	第1種漁港11
	管理者区分	県管理漁港1、市町村管理漁港10
その他内水面4港	管理者区分	県管理漁港1、市町村管理漁港3

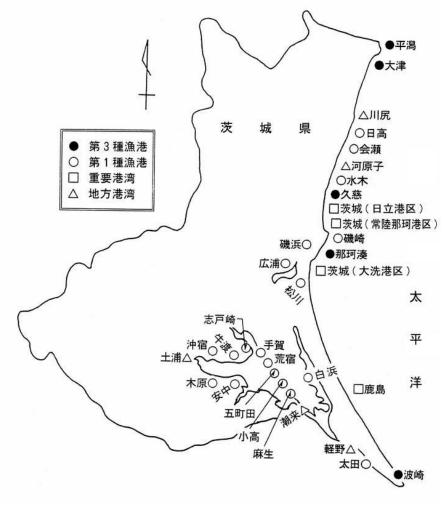


図 28 茨城県の漁港及び港湾

## V 水産物の流通と水産加工

## 1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力産地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。

県内の産地市場での取扱量の大部分を占めるさば類、いわし類は、主に波崎地区に水揚げされ、 地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じて加工、あるいはそれぞれの仕 向け先に出荷されます。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場 等に出荷されます。底びき網や刺網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に 産地の仲買人を通じ県内及び首都圏方面の市場へ出荷されます。

水産物(生鮮物、冷凍品、加工品等)を取り扱う消費地市場は、水戸市、土浦市などに開設されています。本県は全国有数の漁獲量を誇りながらも、平成21年の水戸市公設地方卸売市場の鮮魚取扱金額のうち、本県のシェアは10.1%と、県内流通が少ない状況でした。そこで、令和2年までに水戸市場における本県のシェアを16.0%に引き上げることを目標に、量販店における水産物フェアの開催やいばらきの地魚取扱店認証制度(※)の推進など、県内や近県への流通強化に取り組みました。水戸市公設地方卸売市場での鮮魚取扱金額のシェアは徐々に向上し、令和4年の取扱数量のシェアは13.8%、取扱金額のシェアは14.0%となりました(表12、13)。

※いばらきの地魚取扱店認証制度:茨城県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や宿泊業者、小売業者を、地魚が買える・食べられる「地魚取扱店」として認証する制度。

表 12 水戸市公設地方卸売市場における水産物の取扱数量

(単位:トン)

		合計	鮮魚	冷凍品	塩干加工品
	水産物取扱数量合計	67,594	21,153	1,893	44,548
R3	茨城県(出荷地)	13,481	2,996	256	10,229
	茨城県のシェア	19.9%	14.2%	13.5%	23.0%
	水産物取扱数量合計	70,684	19,269	1,954	49,461
R4	茨城県(出荷地)	13,943	2,663	209	11,071
	茨城県のシェア	19.7%	13.8%	10.7%	22.4%

水戸市「水戸市公設地方卸売市場市場年報」

#### 表 13 水戸市公設地方卸売市場における水産物の取扱金額

(単位:百万円)

		合計	鮮魚	冷凍品	塩干加工品
	水産物取扱金額合計	45,596	20,642	2,823	22,131
R3	茨城県(出荷地)	8,266	3,095	395	4,776
	茨城県のシェア	18.1%	15.0%	14.0%	21.6%
	水産物取扱金額合計	47,225	21,567	3,052	22,606
R4	茨城県(出荷地)	8,047	3,025	313	4,709
	茨城県のシェア	17.0%	14.0%	10.3%	20.8%

水戸市「水戸市公設地方卸売市場市場年報」

国内の主要な消費地中央卸売市場(札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市)における本県産水産物(生鮮、冷凍、加工)の取扱数量は、昭和61年の3万9千トンをピークに減少傾向にあり、令和3年は13,481トン(前年11,226トン)となっています。取扱金額は、平成10年頃まで200億円程度で推移していましたが、以降は減少傾向にあり、令和3年は8,893百万円(前年9,564百万円)となっています。本県産水産物に限らず、全国の中央卸売市場における水産物(生鮮、冷凍、加工)の取扱数量及び取扱金額は、近年減少傾向にあります(図30-1、図30-2)。

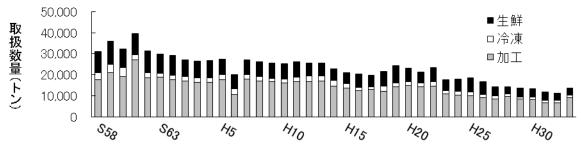


図 29-1 主要な消費地中央卸売市場における茨城県産水産物取扱数量の推移

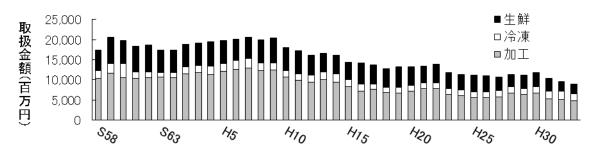


図 29-2 主要な消費地中央卸売市場における茨城県産水産物取扱金額の推移

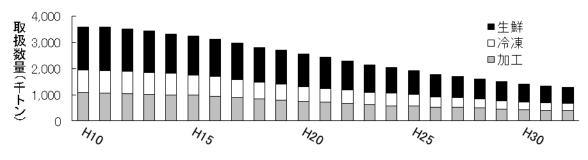


図 30-1 全国の中央卸売市場における水産物取扱数量の推移

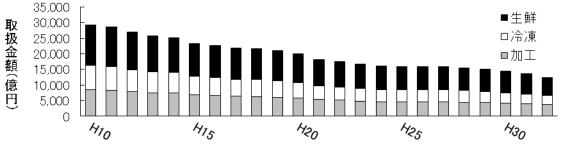


図 30-2 全国の中央卸売市場における水産物取扱金額の推移

#### 2 水産加工

## (1) 水産加工業の地域別特色

本県の水産加工業を主に営む地域は、大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。沿海では、かつてはどの地区でも前浜もののまいわし、さば類、さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし、昭和40年代以降、那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために、漁獲が不安定な前浜ものの加工体制から周年稼働体制が維持できる輸入原魚を原料に用いた加工体制に転換が進みました。現在の両地区は、たこやししゃもなど輸入原魚の加工において、全国有数の生産地となっています。

大中型まき網漁業拠点の大津と波崎地区では、昭和 40 年後半以降は、さば類、まいわしの豊漁に 対応して養殖餌料向けの冷凍加工が盛んでしたが、近年は付加価値の高い食用向けの加工や、輸出 に取り組むなどの変化が見られます。

霞ヶ浦北浦周辺もまた、湖で漁獲されるわかさぎ、はぜ類、えび類、しらうお等を使った佃煮や 煮干し、焼き物などの加工が古くから行われており、全国有数の加工産地となっています。

## (2) 水産加工品生産量の推移

本県の水産加工生産量は、昭和 62 年の 50 万 6 千トンをピークに、以降はまいわし漁獲量減少等に伴い減少しました。平成 8 年頃にかたくちいわし、さば類などの豊漁で一時的に回復したものの、平成 12 年はピーク時の 3 分の 1 以下の 13 万 7 千トンにまで落ち込みました。その後、かたくちいわし、さば類などの豊漁で平成 15 年以降に再び回復傾向が見られ、平成 18 年は 27 万 7 千トンに達しました。その後、しばらく減少傾向にあり、令和 3 年の水産加工品生産量は、148,024 トン(前年149,886 トン)です。

令和2年より、国による水産加工統計は、それぞれの品目について主要県のみの調査となったことから、主要県以外の生産量が不明となりました。そのため、数値のわかる品目を足し合わせることで、茨城県の水産加工品生産量としました。

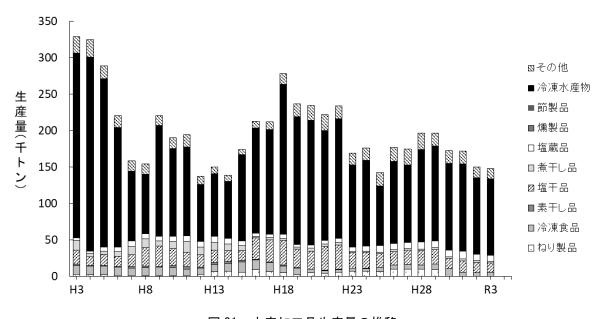


図 31 水産加工品生産量の推移 ※H14 以降の「くん製品」、H14~H20 の「節製品」は秘匿 x とされている。 ※H19~H25 の「練り製品」の内訳は「かまぼこ類」のみ。

## 3 水産物の輸出

#### (1)輸出の現状

本県水産物の輸出は、豊富なさば資源を背景に平成 18 年頃から本格的に始まり、平成 22 年の輸出量は、1万2千トンを超えました。平成 23 年は、東日本大震災の影響により約4千トンまで減少しましたが、以降は増加傾向にあります。その主な要因は、販路開拓等によってさば・いわしの輸出が増加したことが挙げられます。

令和元年、2年は、東南アジア、アフリカなどの多くの国において、新型コロナ禍により経済活動が停滞し、貿易が縮小したことが影響して輸出量・金額ともに減少しましたが、令和3年は、これらの国で経済活動が再開されたことに伴い輸出実績は大幅に増加しました。

令和4年は、さばの不漁で漁獲量が大幅に減少(前年比45%)したことが影響して、輸出量は39,532 トン(前年48,154 トン)、輸出額は5,690 百万円(前年6,888 百万円)となっています。

#### 表 14 茨城県産水産加工品の輸出量・輸出額

(単位:輸出量(トン)、輸出額(百万円))

	平成 22 年	平成 23 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
輸出量	12,871	4,370	55,292	38,055	39,680	48,154	39,532
輸出額	-	-	6,729	5,400	5,285	6,888	5,690

茨城県漁政課調べ

#### (2)輸出の課題とその対応

本県水産物の輸出量及び輸出金額の大部分は、資源変動の激しいさばが占めることから、輸出の促進・安定化にあたっては、輸出品目の多様化が課題となっています。加えて、EU やアメリカ向け輸出の際に求められる加工施設の HACCP 認証の取得など、品質管理体制の高度化が求められています。

県では、平成28年度から漁政課内に水産物輸出促進員1名を配置し、県が一部の証明書の発行事務を国に代わり行うとともに、きめ細やかな個別相談や各種情報の提供に努めることで、県産水産物の輸出拡大に取り組んでいます。

## VI 水産業協同組合等

#### 1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村における地域社会の中核として多様な役割を担っています。令和2年度の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区13と業種別漁協3、水産加工協8の計38です。地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦北浦及び内水面地区で大きく異なります。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱事業量の減少、組合員数の減少等により、その経営は厳しい状況が続いております。

## (1) 合併等による漁協の再編(沿海地区)

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応する上で、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減は不可欠です。このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、合併の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者が協議した結果、北部・中部・南部3地区の合併後に県1漁協とする方針が決まりました。平成19年9月に南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併して「はさき漁協」が設立されました。平成23年3月に会瀬漁協が、同年10月に河原子漁協がそれぞれ久慈町漁協に吸収合併されました。

平成23年3月の東日本大震災発生以降は、多くの組合で共同利用施設の被害復旧が優先されたことや、復旧事業が市町村主体に行われるケースが多かったことなどにより、合併の検討が見送られてきました被災施設の復旧がほぼ完了した現在にあっても、施設の統合・整理を前提とする合併の協議は、より困難な状況です。組合員の減少に歯止めがかからない現状において、組合員が安心して漁業を営むことが出来るよう、現在は市単位の合併を優先した漁協組織再編を進めています。

#### (2) 合併等による漁協等の再編(霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協)

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して「霞ヶ浦漁業協同組合(14支部)」が設立されました。さらに、平成31年3月には1市町村1支部の方針のもと整理統合が行われ、14支部から9支部に再編されました。

北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合(6支部)」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため特に事務局機能の充実等が課題となっております。こうした中、平成30年7月に緒川漁協、令和2年3月に十王川漁協が解散しましたが、今後組合運営の改善を進める必要があります。

水産加工業協同組合では、平成17年8月に霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して「霞ヶ浦北浦 水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少 に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

#### 2 金融

漁協系統信用事業においては、平成 17 年 4 月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社 会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容 や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。このような状況下において、漁協系統信用事業の 健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可 欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会(茨城県信漁連)は、平成4年度から1県1信用事業統合体の実 現に取り組んでおり、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことにより、全国 で13番目の1県1信用事業体が完成しました。しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安 などによって漁業経営が厳しい状況にあり、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、令和 元年度末には41億円まで減少しました。

このような中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによ る収益の減少に加え、資産自己査定の厳格化などの厳しい経営環境にあることから、浜の信頼の一 層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JF マリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り 組んできました。

#### (1) 東日本信用漁業協同組合連合会(東日本信漁連)の発足(信漁連の広域合併)

茨城県信漁連は、青森県信漁連ほか 10 都県の信漁連と広域合併し、令和3年4月1日付けで東日 本信用漁業協同組合連合会(東日本信漁連:本店・千葉市)が発足しました(令和4年4月1日愛 知県信漁連が合流、構成は12都県)。なお、旧茨城県信漁連本店は、「東日本信漁連 茨城支店」に 名称変更(以下、「組織構成」参照)。

東日本信漁連は、県境を越えて結集し、経営基盤及び財務基盤を強固なものとし、漁業金融機能 の一層の強化と持続可能なビジネスモデルを確立することをもって漁業と地域の発展にさらなる役 割を発揮することを目指しています。

総会 県域 監事会 総代会 会員 経営管理委員**会** マリンバンク運営委員会 旧県信漁連理事会に相当 理事会 統括支店 旧県信漁連(本店)に相当 広域本店 旧千葉県信漁連に設置

(参考:東日本信漁連の組織構成) ※以下の図を追加

## Ⅶ 漁業制度

#### 1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、共同漁業権及び区画漁業権(真珠養殖業)は10年、その他の漁業(定置漁業権及び区画漁業権のうち魚類養殖業など)は5年で、本県においては、さらに茨城海区、霞ケ浦北浦海区及び内水面の3つの水面に分かれます。

令和5年9月1日現在の漁業権の免許状況は表15のとおりです。茨城海区の共同漁業権及び定置漁業権、霞ケ浦北浦海区の共同漁業権及び区画漁業権(真珠養殖業)の免許は、令和5年8月31日をもって満了となり、平成30年の漁業法改正後、初めての免許切替手続きを行いました。また、令和5年10月31日をもって満了となる茨共第17号の共同漁業権については既に切替手続きが完了しており、免許期間満了後に新たな免許に切り替わるほか、令和5年12月31日に満了となる内水面の共同漁業権及び区画漁業権(魚類養殖業)、令和6年8月31日をもって満了となる霞ケ浦北浦海区の区画漁業権(小割式養殖業)については、現在免許の切替に向けた事務手続きを進めています。

	水血	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	団体・個別**1	件数	免許期間 免許期間
		共同漁業権	団体	14	令和5年9月1日~令和15年8月31日
茨城海区		共同漁業権 <sup>※2</sup> (茨共第 17 号)	団体	1	令和2年7月1日~令和5年10月31日
		定置漁業権	個別	1	令和5年9月1日~令和15年8月31日
		共同漁業権	団体	18	令和5年9月1日~令和15年8月31日
	霞ケ浦	区画漁業権 (小割式養殖業)	団体	14	令和元年9月1日~令和6年8月31日
	北浦海区	区画漁業権 (真珠養殖業)	個別	3	令和5年9月1日~令和15年8月31日
		共同漁業権	団体	19	平成26年1月1日~令和5年12月31日

表 15 漁業権の免許状況 (令和5年9月1日現在)

区画漁業権

(魚類養殖業) 区画漁業権

(真珠養殖業)

1

3

平成 31 年 1 月 1 日~令和 5 年 12 月 31 日

平成 31 年 1 月 1 日~令和 10 年 12 月 31 日

個別

個別

#### 2 知事許可漁業

内水面

知事許可漁業には、小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する「省令で定める知事許可漁業(旧法定知事漁業)」と、都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

平成30年の漁業法改正にあわせて、本県では令和2年に漁業調整規則の改正を行い、新たになまこ漁業の許可を創設しました。

<sup>※1</sup> 漁業法改正により、漁業を自ら営まない漁業協同組合等が免許を受けるものを団体漁業権、漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むものを個別漁業権として設定することとなった。

<sup>※2 10</sup>年間の免許期間を3等分し、茨城県と千葉県とが3年4ヶ月ごとに交互に免許する。

令和5年9月1日現在、茨城海区では、25漁業種類について、延べ2,539件許可(起業の認可12件を含む)されています。その主なものは、機船船びき網漁業780件、小型機船底びき網漁業665件、せん・かご漁業390件、固定式さし網漁業290件、さし網漁業216件等であり、各経営体ともこれら漁業を組み合わせて経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ケ浦北浦海区では、8漁業種類について、令和5年9月1日現在、延べ649件許可されています。その主なものは、さし網漁業263件、小型機船底びき網漁業303件、つけ漁業66件等です。 内水面では、知事による採捕の許可が12漁業種類について、令和5年9月1日現在、延べ401件許可されています。その主なものとしては、さし網201件、ふくろ網130件等です。

## 3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成13年6月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、平成14年8月の一斉更新において、ほぼ40年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10トン以上20トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。平成29年には許可の一斉更新が行われ、平成29年12月に、これまで大臣届出漁業であったかじき等流し網漁業が特定大臣許可漁業に移行されました。

平成30年の漁業法改正に伴う省令改正により、指定漁業及び特定大臣許可漁業の一本化や名称の整理が行われました。本県における大臣許可件数は、令和5年9月1日現在、遠洋かつお・まぐろ漁業3件、大中型まき網漁業14件(起業の認可3件を含む)及び沖合底びき網漁業9件の合計26件です。

また、大臣届出漁業は平成30年の漁業法改正では変更がなく従前のとおりであり、届出件数は、令和5年9月1日現在、小型するめいか釣り漁業4件です。平成26年4月1日から太平洋広域漁業調整委員会の承認制漁業に移行した沿岸くろまぐろ漁業の承認件数は、令和5年9月1日現在、290件です。

表 16 海面における許可漁業等の件数(令和5年9月1日現在)

	漁業の名称	漁業種類 (地方名称)	トン数制限	件数
	中型まき網漁業	<u>.</u>	5トン以上15トン未満	2
	小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業(貝まき漁業)		5トン未満	258
		その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	5トン以上15トン未満	20
		その他の小型機船底びき網漁業 (えび板びき網漁業)	2トン以上5トン未満	170
		その他の小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網漁業)	5トン未満	225
	あわび漁業			38
	なまこ漁業			27
	小型まき網漁業		5トン未満	3
		しらすひき網漁業	5トン未満	232
	機船船びき網漁業	さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満	284
知事許可漁業		おきあみひき網漁業	1トン以上15トン未満	264
	さし網漁業	流し網漁業	5トン未満	215
	かじき等流し網漁業		10トン以上	2
	固定式さし網漁業		甲種:2トン未満	108
	回た氏さし前は未		乙種:2トン以上5トン未満	182
	はえなわ漁業		5トン以上20トン未満	6
		あなごせん漁業	15トン未満	146
	せん・かご漁業	沿岸かご漁業	15トン未満	158
		沖合かご漁業	15トン未満	13
		たこかご漁業	5トン未満	73
	地びき網漁業			42
		あわび潜水器漁業		18
	洪·小·巴·洛·米	うに潜水器漁業		19
	潜水器漁業	かき潜水器漁業		18
		なまこ潜水器漁業		16
	遠洋かつお・まぐろ漁業		120トン以上	3
1 TT = 1 TT 2/TT 2/Hz	大中型まき網漁業		15トン以上	14
大臣許可漁業	油合度がキ網海業		15トン以上	9
(旧 指定漁業·旧 特 定大臣漁業)	北太平洋さんま漁業		10トン以上	0
	中型さけ・ます流し網漁業	<b>E</b>	30トン以上	0
	かじき等流し網漁業		10トン以上	0
	沿岸まぐろはえ縄漁業		10トン以上20トン未満	0
大臣届出漁業	小型するめいか釣り漁業		5トン以上30トン未満	4
太平洋広域漁業調整 委員会承認漁業	沿岸くろまぐろ漁業			290

<sup>※</sup>件数には、認可、試験操業を含む。

#### 4 漁獲可能量(TAC)制度

#### (1) TAC 制度の概要

平成8年(1996年)に国連海洋法条約が批准され、平成9年(1997年)1月に新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)制度が導入されました。平成13年6月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等の改正にともない、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取組として、新たに漁獲努力量(TAE: Total Allowable Effort)管理制度が追加導入されました。

平成30年(2018年)12月には、漁業法の改正で海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が漁業法に統合されました。改正漁業法のもとで数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設されたことで、TAEは、令和2年(2020年)漁期をもって廃止されました。

法改正により、新漁業法に基づいて実施されることとなった新しい TAC 制度では、管理を行う資源は、農林水産大臣が定める資源管理基本方針において、「特定水産資源」として定められ、それぞれの資源評価に基づき、MSY を達成する資源水準の値(目標管理基準値)や、乱かくを未然に防止するための値(限界管理基準値)などの資源管理の目標を設定し、その目標を達成するようあらかじめ定めておく漁獲シナリオに則して TAC を決定するとともに、限界管理基準値を下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めて実行することとなりました。

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行います。

本県では、令和4年漁期知事管理区分の漁獲可能量として国の定める8種の特定水産資源のうち、「くろまぐろ」については数量の配分を「まあじ」、「まいわし」、「さば類」について「現行水準」の配分をうけています。

表 17	過去5年の茨城県	TAC 配分量	(知事管区分)	(令和5年3月 31 日	ヨ現在)

魚種	名	Н30	R1	R2	R3	R4
くろまぐろ	小型魚	18.1 トン	19.8トン	28.3 トン	26.5トン	29.3 トン
10410	大型魚	6.0トン	6.0トン	6.8トン	7.0トン	8.3 トン
さんま		_	_	_	_	_
すけとうだら			_	_	_	現行水準
まあじ			_	_	現行水準	現行水準
まいわし		_	_	_	現行水準	現行水準
まさば及びご	まさば	若干	若干	若干	現行水準	現行水準
するめいか		_	_	_	_	現行水準
ずわいがに		若干	若干	若干	-	_

<sup>※</sup>令和3年漁期より、漁業法にもとづく新たな資源管理制度。

<sup>※「</sup>若干」及び「現行水準」は、近年の漁獲実績が多くないために数量で配分しないが、現状の漁獲努力量 を増すことがないように努める必要があるもの。

#### (2) TAC 制度の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量(採捕量)の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成8年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場(11地区)と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲(採捕)データを収集しています。さらに、県では収集したデータのセキュリティー強化と共有化を図るため、平成29年度に機器リースの更新と併せて、産地市場のソフト統一によるクラウド管理化と県庁サーバーを活用したシステムへと改良しました。また、漁業法の改正に伴い、漁業者による漁獲報告が義務化されたことから、令和4年度に本システムの更新を行い、生産現場の事務軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用する電子的情報収集・提供体制を構築しました。

表 18 本県配分に対する採捕実績(知事管理量)(令和3年漁期)

魚種		漁獲可能量	採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	26.5 トン	7.8トン	令和3年4月~令和4年3月
	大型魚	7.0トン	6.3トン	743447
さんま		_	0.0トン	令和3年1月~令和3年12月
すけとうだら		現行水準	1.3トン	令和3年4月~令和4年3月
まあじ		現行水準	40.9トン	令和3年1月~令和3年12月
まいわし		現行水準	13.2 トン	令和3年1月~令和3年12月
まさば及びごま	きさば	現行水準	132.9 トン	令和3年7月~令和4年6月
するめいか		現行水準	41.2 トン	令和3年4月~令和4年3月
ずわいがに		_	0.0トン	令和3年7月~令和4年6月

表 19 全国における採捕実績(令和3年漁期)

魚種	魚種		採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	4,238.1トン	3,349.0トン	令和3年4月~令和4年3月
	大型魚	6, 161. 9 トン	5,521.3 トン	тио <del>Т</del> 4 Д — ти 4 <del>Т</del> 5 Д
さんま		155 千トン	18 千トン	令和3年1月~令和3年12月
すけとうだら		256 千トン	181 千トン	令和3年4月~令和4年3月
まあじ		151 千トン	85 千トン	令和3年1月~令和3年12月
まいわし		1,050 千トン	631 千トン	令和3年1月~令和3年12月
まさば及びご	まさば	774 千トン	361 千トン	令和3年7月~令和4年6月
するめいか		か 57千トン 27千		令和3年4月~令和4年3月
ずわいがに		4,573 トン	2.0209トン	令和3年7月~令和4年6月

※くろまぐろの大臣管理の管理年度は、令和3年1月~12月

#### 5 遊漁関係

#### (1) 遊漁船業

平成15年4月1日に「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正された結果、遊漁船業の申請方

法が届出制から登録制に変更されました。この変更により、遊漁船業者に対して、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられました。

令和5年9月1日現在の本県の遊漁船業者数は、191業者210隻(うち海面177業者196隻、霞ヶ浦北浦14業者14隻)です。このうち139業者(73%)は漁業協同組合員、155隻(74%)が漁船であり、多くの業者が漁業と遊漁船業を兼業しています。

## Ⅲ 原発事故への対応

#### 1 出荷制限に対する取組

平成23年3月22日付けモニタリング強化の通知(厚生労働省)から、県と関係漁協は水産物の検査を開始し、令和5年8月までに計199種、21,880検体を検査し、県ホームページで公表しました。平成24年3月14日に漁協組合長会議において、平成24年4月1日付け施行の食品衛生法第11条に基づく新たな基準値(100Bq/kg)に基づき安全な流通のための対応方針を定めました。

## 表 20 海産魚介類に対する本県及び漁業者の対応

100Bq/kg を超過した魚種	新基準値超えの魚種は県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛す る。自粛区域は県内全域とする。
50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種	自主的に生産を自粛する。自粛区域は、北部、県央部、南部の各海域とする。
50Bq/kg 以下の魚種	通常どおり出荷・販売を行う。
制限解除に向けた対応 (検査期間:	1カ月、検査回数:海域毎に3回以上、解除:海域毎に解除)

平成24年4月1日以降、本県海産・淡水産魚介類について、平成24年11月までに最大10魚種に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されました。県の出荷自粛要請や業界の自主的な生産自粛の魚種も含めると、平成24年5月に最大31魚種が制限対象となりました。以降各制限は順次解除され、令和5年3月8日に利根川水系のうなぎ(天然)の指示が解除された結果、茨城県産の水産物で規制を受けている種はなくなりました。

## 国の出荷制限の解除条件(国のガイドライン、平成23年4月4日付け原子力災害対策本部)

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方(令和5年3月30日一部改訂)」に基づき、知事が原子力災害対策本部長へ解除申請し、国が認めた場合に制限は解除となる。

i 沿岸性魚種、 回遊性魚種	解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(検体が採取できない場合は この限りではない)、複数の場所で少なくとも1ヶ月以上検査を行い、安定して基準値 を下回ること。
ii 内水面魚種	天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね1 週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で少 なくとも1ヶ月以上検査を実施し、安定して基準値を下回ること。

#### 2 損害賠償

東京電力福島第一原発事故による国出荷制限指示等での休漁や風評被害に対し、東京電力(株)から適切で迅速な補償がされるよう、県は漁業等関係団体が行う損害賠償額請求を支援しました。

## 3 風評被害とその対応

平成23年4月にこうなごから暫定規制値を超える値が検出されたことで魚価が一時暴落した際、県は、市場関係者等への検査体制や安全性の説明と適正な流通を要請した結果、平成24年秋以降、本県産水産物の取扱状況が回復しました。漁業者等は、消費者への安全性アピールとしてイベント参加や販売キャンペーンに取り組んできました。平成26年度以降は、いばらきの地魚取扱店など本県及び首都圏の量販店において「水産物フェア」を開催(延べ714日・店)するなど、風評払拭に取り組んでいます。

#### IX 令和4年度に講じた水産業振興施策の概要

#### 1 漁業経営の強化と担い手の育成

- (1) 資金融通の円滑化と併せて、国の制度であるリース漁船取得や漁船性能向上のための機器導入、漁業協同組合等による共同利用施設の整備などを支援するとともに、知事許可漁業の制度 改革により沿岸漁業の経営規模の拡大を可能とし、経営基盤の強化と企業的経営体の育成を図った。
- (2) 沿岸漁業の重要魚種であるシラスについて、漁獲物の鮮度向上や魚市場における作業の効率 化により、製造されるシラス干しの高品質化を図るとともに、積極的なPRを行い、販売価格 の向上による漁業者の収入増加と水産加工業者の経営改善を目指した。
- (3) 漁業の新たな担い手の確保育成を図るため、漁業就業者確保育成センターによる労働力需給 情報の収集・提供や、茨城県漁業就業支援協議会による新規就業者の長期研修支援及び漁業経 営に必要な資格の取得支援を推進し、就業者の定着を支援した。

さらに、次世代の組合運営の中心人物や漁業者のリーダーの育成を図るため、漁業士や各地域の先進的取組を支援するとともに、漁業者の交流学習会を開催したほか、小中学生等を対象とした「出前講座・授業」等により水産業に対する理解を深めた。

(4) 漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、漁業協同組合等の共同利用施設整備を支援した。

#### 2 つくり育て管理する漁業の推進

- (1) 平成30年12月に「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」ことを目的に大幅 改正された漁業法が令和2年12月に施行されたことから、県においても、県の漁業や資源管理 制度の見直しを進め、適切に運用した。また、主要な水産資源の資源量調査や変動要因の解明、 海洋環境のモニタリング調査を実施し、他県を含めた円滑な資源・漁場利用調整を進めた。
- (2) 洋上では漁業取締船により、陸上では漁業協同組合と協力して漁場の監視を行い、密漁の防止に努めるとともに、海上保安部や警察などとも連携し、効果的な取締を行った。
- (3) 沿海10箇所の漁業協同組合において、マサバやクロマグロなど漁獲割当制度が導入された魚種の漁獲情報を県や国に報告するため、ネットワークシステムを構築した。
- (4) 令和2年12月に「違法に採捕された水産動植物の流通を防止する」ことを目的に「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和4年12月に施行されたことから、県内で特定水産動植物(アワビ、ナマコ)を採捕・販売等する事業者に対し、法令に基づく適正な流通体制を指導した。
- (5) 高い収益性や商品性が見込まれる魚種の養殖技術開発やICTを活用した海面での実証試験 を実施するほか、養殖産業創出に向けた企業誘致活動を行った。
- (6) 「栽培漁業基本計画(令和4~8年度)」に基づき、茨城県栽培漁業センターにおいて (公財) 茨城県栽培漁業協会と連携し、ヒラメやアワビ等の種苗生産・放流や技術開発を 行った。
- (7) 資源管理型漁業を推進するため、資源調査等を行い、資源管理指針に基づき漁業者が作成・実践する資源管理計画及び当該計画の資源管理協定への移行について指導した。

#### 3 漁業と水産加工業の連携強化

- (1) 水産加工業者がイワシやサバなど近海水産資源を原材料とする食用水産加工品の新規生産及び増産等のために借り入れた資金に対して利子補給を行った。
- (2) 沿岸漁業の重要魚種であるシラスについて、漁獲物の鮮度向上や魚市場における作業の効率 化により、製造されるシラス干しの高品質化を図るとともに、積極的なPRを行い、販売価格 の向上による漁業者の収入増加と水産加工業者の経営改善を目指した。(再掲)
- (3) 干物加工品の品質保持期限延伸や新たな地魚の凍結品など実需者ニーズに応える加工品開発に取り組んだ。
- (4) 漁政課内に「水産加工業者向け総合案内窓口(通称 ワンストップ窓口)」を設置し、水産加工業者向けに水産施策や中小企業施策に関する情報を発信するとともに、相談対応などを行った。
- (5) 水産加工業における電気料金の急騰に対して料金上昇分の一部を補助することにより、水産加工業者の負担を軽減し、経営安定を図った。
- (6) 水産物の生産・流通拠点となる漁港等について、長期計画に基づく漁港整備や機能強化対策を進めるとともに、自港水揚げの増加と産地の競争力強化を図るため、波崎漁港の後背地において、用地造成や道路・水道等のインフラ整備を進め、最新鋭の大規模水産加工場の立地を推進した。

#### 4 水産物の販路拡大

(1) 消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚 介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に分かりやすく情 報発信を行った。

また、産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努めた。

- (2) 県産水産物の認知度向上とイメージアップを図るため、県内飲食店等において水産物フェアを実施し、県産水産物の利用促進や消費喚起を図った。
  - また、地魚取扱店の店舗情報の発信強化支援や、地元大学と連携した「若年層の魚離れ」に対する取組により地魚のイメージ向上と消費拡大を図った。
- (3) 水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付資金の融通や新製品開発等のために借り 入れた資金への利子補給を行うとともに、水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、水産加工品の消費拡大やPRを進めた。

また、輸出に関する情報提供や個別指導等を実施するとともに、ジェトロ茨城と連携し、外国人バイヤーを招聘した商談会やセミナー等を通じて、海外企業とのマッチングを支援した。

## 5 元気な漁業地域づくり

- (1) 漁業者等が行う、藻場の保全や漂着物処理、海難救助等、水産業が有する多面的機能を維持するための活動を支援した。
- (2) 県内各浜で開催されている釣り大会について、地域振興策としての活用が図れるよう、地元 市町村・観光部局等関係者間の連携を支援した。

また、遊漁船に乗船する釣り客が安心して楽しめるように、遊漁船業法に基づく遊漁船業者の指導を行うとともに、本県海域における遊漁船の地元ルールが守られるよう関係者による話

合いの場を設ける等円滑な海面利用に努めた。

さらに、レジャーとして人気のある鹿島灘ハマグリの潮干狩りについては、資源の状況を踏まえたルールを守って楽しんでもらえるよう周知広報を行った。

- (3) 漁業地域のにぎわいを創出するため、漁業活動との調和を図りながら遊漁船やプレジャーボート等による秩序ある漁港利用について調整や管理を行った。
- (4) 老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき必要な保全工事を実施した。

## 6 内水面の水産業の振興

- (1) 霞ヶ浦北浦の水産業の振興を図るため、ワカサギ等の不漁要因究明や対策に取り組むとともに、アメリカナマズやハクレン等の未利用魚を回収し、魚の体に含まれる窒素やリンを回収することで霞ヶ浦北浦の水質浄化及び漁業被害の軽減を図った。
- (2) 意欲ある漁業者や養殖業者の組織体制を強化し、付加価値向上や加工品開発、販路拡大などの6次産業化や協業化に向けた取組を促進するとともに、効率的なコイの養殖技術開発や、全国的に注目されるチョウザメ養殖の研究に取り組んだ。
- (3) 霞ケ浦漁業の新たな担い手の確保育成を図るため、漁業就業者確保育成センターにより労働力需給情報を収集・提供するとともに、新規就業者の長期研修支援及び漁業経営に必要な資格の取得支援制度の導入を進めた。
- (4) コイ養殖業における餌料価格の高騰に対して価格上昇分の一部を補助することにより、養殖業者の負担を軽減し、経営安定を図った。
- (5) 内水面の水産資源の持続的利用のため、久慈川のアユなどの増殖技術開発や涸沼産シジミの 資源利用について調査・指導するとともに、サクラマスやヤマメ資源を有効活用する遊漁ルー ルづくりを進めた。
- (6) 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、新たな水生植物帯(ヨシ帯)の整備や保全対策を進めるとともに、水生植物帯の保全活動等を行う漁業者等の団体を支援した。
- (7) 本県内水面の重要魚種であるアユを活用して県北地域の活性化を図るため、遊漁者数の 増加に向けた取組や地域資源としての活用方策等の検討を行った。

また、内水面の水産資源の維持増大を図るため、種苗放流などの増殖対策の支援等に取り組んだ。